官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令の一部を改正する省令（財務・経済産業一）　二
○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（経済産業五三）　三
○自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令（環境一七）　四
○自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令（防衛一五）　五
〔規　則〕
○計算証明規則の一部を改正する規則（会計検査院三）　四
〔法規的告示〕
○事業性融資の推進等に関する法律第二百四十六条第二項第五号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する者を定める件（内閣府七二）　五
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき自動車整備分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準（国土交通六三七）　五
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車整備分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件（同六三八）　六
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境二七）　六
〔その他告示〕
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務一五〇）　七
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産七一〇～七一八）　九
○道路に関する件（東北地方整備局八六）　九
〔国会事項〕
金融庁　最高裁判所　九
〔官庁報告〕
官庁事項
浜田地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）　九
登録生存講習機関の登録に関する公示（国土交通省）　一〇
登録消火講習機関の登録に関する公示（同）　一〇
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一〇
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　二
国家試験
令和八年度特定侵害訴訟代理業務試験に係る委員等（工業所有権審議会）　二
令和八年度特定侵害訴訟代理業務試験公告（同）　三
令和八年度放射線取扱主任者試験の施行について（原子力規制委員会）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他　二五

省　　令

○財務省経済産業省令第一号

資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第六十六号）の施行に伴い、外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十二日

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令の一部を改正する省令

外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令（令和五年財務省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ヘ中「第二条第十九項」を「第二条第二十二項」に改める。

附　則

この省令は、資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。

○経済産業省令第五十三号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十二日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第六十六条の三　（略） 2　（略） 3　認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者は、認定計画の実施期間において、次に掲げる事実が発生した場合には、速やかに、経済産業大臣に様式第二十七の四により報告をしなければならない。 一　当該認定事業者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、企業担保権の実行又は企業価値担保権の実行の申立てがなされたこと。 二・三　（略）	**第六十六条の三**　（略） 2　（略） 3　認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者は、認定計画の実施期間において、次に掲げる事実が発生した場合には、速やかに、経済産業大臣に様式第二十七の四により報告をしなければならない。 一　当該認定事業者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て若しくは通告がなされたこと。 二・三　（略）

附　則

この省令は、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。

○環境省令第十七号

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十五条の四第五項の規定に基づき、自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十二日

環境大臣　石原　宏高

自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令

自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（沖合海底特別地区内における特定行為の許可申請書） **第三十一条の四**　法第三十五条の四第三項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一～八　（略） 九　特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画（鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第二条第二項に規定する貯留事業（鉱物の掘採に伴うものを除く。以下同じ。）のための海底の掘削若しくは同条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。） 2　前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。 一　（略） 二　特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真（鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第二項に規定する貯留事業のための海底の掘削若しくは同条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。） 三・四　（略） （沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準） **第三十一条の五**　法第三十五条の四第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 一～三　（略）	（沖合海底特別地区内における特定行為の許可申請書） **第三十一条の四**　法第三十五条の四第三項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一～八　（略） 九　特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画（鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。） 2　前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。 一　（略） 二　特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真（鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。） 三・四　（略） （沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準） **第三十一条の五**　法第三十五条の四第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 一～三　（略）

四　二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第二項に規定する貯留事業のための海底の掘削又は同条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行うこと。

当該特定行為が、次のいずれにも該当すること。

イ　申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。

ロ　当該特定行為を行う者が、当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視を継続的に実施できると認められる計画を有すること。

ハ　当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

五　（略）

（沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内における特定行為の届出書）

第三十一条の七　（略）

2　（略）

3　法第三十五条の五第一項の環境省令で定める事項は、特定行為をしようとする者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、特定行為の目的、特定行為の実施場所及びその付近の状況、特定行為の完了予定日、特定行為の自然環境に及ぼす影響（鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第二項に規定する貯留事業のための海底の掘削若しくは同条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。）並びに特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画（鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第二項に規定する貯留事業のための海底の掘削若しくは同条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。）とする。

四　二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行うこと。

当該特定行為が、次のいずれにも該当すること。

イ　申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。

ロ　当該特定行為を行う者が、当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視を継続的に実施できると認められる計画を有すること。

ハ　当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

五　（略）

（沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内における特定行為の届出書）

第三十一条の七　（略）

2　（略）

3　法第三十五条の五第一項の環境省令で定める事項は、特定行為をしようとする者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、特定行為の目的、特定行為の実施場所及びその付近の状況、特定行為の完了予定日、特定行為の自然環境に及ぼす影響（鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。）並びに特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画（鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。）とする。

附　則

この省令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和八年政令第百五十二号）の施行の日から施行する。

○防衛省令第十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（令和七年デジタル庁・総務省令第十号）の施行に伴い、及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第八項の規定に基づき、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十二日

防衛大臣　小泉進次郎

自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令

自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和六年防衛省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（自衛官等となった者の資格取得届等）	（自衛官等となった者の資格取得届等）
第五条の二　自衛官等（訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補を除く。次項において同じ。）となった者は、その日から五日以内に、その氏名（片仮名で振り仮名を付するものとする。）、生年月日、性別、住所、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。第七条の三第二項第二号において「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）及び自衛官等となった日を記載した別紙様式第一による自衛官資格取得届を実施機関の長に提出しなければならない。	**第五条の二**　自衛官等（訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補を除く。次項において同じ。）となった者は、その日から五日以内に、その氏名（片仮名で振り仮名を付するものとする。）、生年月日、性別、住所、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。第七条の三第二項第二号及び第七条の四第二項において「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）及び自衛官等となった日を記載した別紙様式第一による自衛官資格取得届を実施機関の長に提出しなければならない。
2　［略］	2　［同上］

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等）

第六条　法第二十二条第三項第二号に規定する防衛省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　［略］

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第十九条の三に規定する事務

2　［略］

（法第二十二条第七項の防衛省令で定める者等）

第二十四条　［略］

2　法第二十二条第八項の防衛省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一～四　［略］

五　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十五条第一項第五号ハに掲げる業務若しくは同号ヘに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）又は同項第六号に掲げる業務を行う場合

六～十　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等）

第六条　法第二十二条第三項第二号に規定する防衛省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　［同上］

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第十九条の二に規定する事務

2　［同上］

（法第二十二条第七項の防衛省令で定める者等）

第二十四条　［同上］

2　法第二十二条第八項の防衛省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一～四　［同上］

五　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十五条第一項第五号ハに掲げる業務又は同号ヘに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）を行う場合

六～十　［同上］

附　則

この省令は、令和八年六月一日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第三号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年五月二十二日

会計検査院長　原田　祐平

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五号の二書式を次のように改める。

第五号の二書式（第三十九条関係）

給　与　証　明　書　　（支給日　月　日）

項目	金額	備考
給与		
職員基本給	円	
内訳		
職員俸給		
扶養手当		
何々（「以下「目の細分」による。）		
職員諸手当		
管理職手当		
初任給調整手当		
通勤手当		
何々（「以下「目の細分」による。）		
超過勤務手当		
短時間勤務職員給与		
定年前再任用短時間勤務職員給与		
暫定再任用短時間勤務職員給与		
任期付短時間勤務職員給与		
何々（「以下「目の細分」による。）		
何々（「以下「目」による。）		
内訳		
何々（「以下「目の細分」による。）		
内訳		
計		

控除	共済短期掛金	
	社会保険料	介護掛金
		子ども・子育て支援掛金
		退職等年金掛金
		厚生年金保険料
		何々
	所得税	
		何々
額	何々	
	計	
差引支給額		

差引支給額は、何某ほか何名に給与として支払ったことを証明する。

年　月　日　職官　氏　名

参考

1　この証明書は、主任資金前渡官吏、分任資金前渡官吏又は出納員の支払った給与について、当該出納職員ごとに作成すること。ただし、資金前渡官吏が給与の支払だけ又は給与及び児童手当の支払だけを行う出納員の取り扱った計算を併算して計算証明をする場合には、当該出納員の支払った分を所属の主任資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏の分に含めて作成することができる。この場合においては、出納員別の差引支給額を備考欄に記入すること。

2　給与簿制度の適用される一般職の職員の給与の分とその他の職員の給与の分とは、区分して作成すること。

3　給与の振込み又は隔地払のため日本銀行に資金を交付した場合には、振込みの分については、その員数及び振込額を、隔地払の分については、その員数及び送金額を、それぞれ備考欄に記入すること。

4　控除額の払込みに対する領収証書は、この証明書のほかに提出すること。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の計算証明規則の規定は、令和八年度分以降の計算証明について適用する。

法規的告示

○内閣府告示第七十二号

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二百四十六条第二項第五号の規定に基づき、内閣総理大臣が指定する者を次のように定め、同法の施行の日（令和八年五月二十五日）から適用する。

令和八年五月二十二日

内閣総理大臣　高市　早苗

事業性融資の推進等に関する法律第二百四十六条第二項第五号に規定する内閣総理大臣が指定する者は、厚生労働大臣とする。

○国土交通省告示第六百三十七号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十三条第二項第九号、第十五条第一項第十三号及び第二項第二号並びに第六十七条第二十号の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき自動車整備分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を次のように定める。

令和八年五月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき自動車整備分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準

（育成就労の内容の基準）

第一条　自動車整備分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、入国後講習において、自動車整備分野に関する講習（国土交通大臣が指定する教材を使用して、自動車整備に関する基礎的な知識を修得させるものに限る。）を実施することとしていること（育成就労外国人が当該講習を入国前講習において受けた場合を除く。）とする。

（育成就労を行わせる体制の基準）

第二条　自動車整備分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　育成就労指導員が、次のいずれかに該当する者であること。

イ　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号。以下「検定規則」という。）の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ　検定規則の規定による三級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって、その後自動車の整備作業について三年以上の実務の経験を有するもの（業務区分が自動車整備である場合に限る。）

ハ　検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者（業務区分が車体整備である場合に限る。）

二　申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。）が、次のいずれにも該当すること。

イ　自動車整備分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

ロ　自動車整備分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

ハ　自動車整備分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

三　育成就労外国人との間で締結された雇用契約に基づき育成就労外国人を自動車整備分野の実務に従事させたときは、当該育成就労外国人からの求めに応じ、当該育成就労外国人に対し、当該契約に係る実務の経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供することとしていること。

（育成就労を行わせる事業所の設備の基準）

第三条　自動車整備分野に係る規則第十五条第二項第二号の告示で定める基準は、育成就労を行わせる事業所が、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十八条第一項に規定する認証（業務区分が自動車整備である場合にあっては、当該認証が、対象とする自動車の種類として二輪の小型自動車のみが指定され、又は業務の範囲が限定されて行われたものでないものに限る。）を受けたものであることとする。

（監理支援機関の業務の実施に関する基準）

第四条　自動車整備分野に係る規則第六十七条第二十号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　監理支援機関が、次のいずれにも該当すること。

イ　自動車整備分野に係る分野別協議会に加入していること。

ロ　自動車整備分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

ハ　自動車整備分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。
ニ　自動車整備分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。
二　規則第六十七条第九号後段に規定する修得させようとする技能について一定の経験又は知識を有する役員又は職員が、次のいずれかに該当する者であること。
イ　検定規則の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者
ロ　自動車整備士の養成施設（道路運送車両法第五十五条第三項に規定する自動車整備士の養成施設をいう。）において五年以上の指導に係る実務の経験を有する者
ハ　検定規則の規定による三級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって、その後自動車の整備作業について三年以上の実務の経験を有する者（業務区分が自動車整備である場合に限る。）
ニ　検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者（業務区分が車体整備である場合に限る。）

附　則

（適用期日）

第一条　この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行日（令和九年四月一日）から適用する。

（平成二十九年国土交通省告示第三百八十六号の廃止）

第二条　平成二十九年国土交通省告示第三百八十六号（自動車整備職種の自動車整備作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で定める基準を定める件）は、廃止する。

○国土交通省告示第六百三十八号

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車整備分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年五月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車整備分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車整備分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成三十一年国土交通省告示第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第二条**　自動車整備分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第八号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一～三　（略） 四　国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査及び指導に対し、必要な協力を行うこと。 五　登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、次のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。 イ　（略） ロ　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）の規定による一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定若しくは自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定（特定技能外国人を車体整備の業務に従事させる場合に限る。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（道路運送車両法第五十五条第三項に規定する養成施設をいう。）において五年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。 六　特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における自動車整備分野に係る実務の経験を証する書面を交付すること。	（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第二条**　自動車整備分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一～三　（略） 四　国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 五　登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、次のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。 イ　（略） ロ　一級又は二級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法第五十五条第一項の技能検定をいう。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（同条第三項に規定する養成施設をいう。）において五年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。 六　特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における自動車整備分野に係る実務経験を証する書類を交付すること。

附　則

この告示は、令和九年四月一日から適用する。

○環境省告示第二十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において読み替えて準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年五月二十二日

環境大臣　石原　宏高

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　氏名又は名称　ゼロ・ジャパン株式会社
ロ　住所　東京都新宿区西新宿一丁目二十六番二号
ハ　代表者の氏名　代表取締役　安齋　哲也
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
イ　千葉県君津市君津一番
ロ　大分県大分市大字一の洲一番六

三　無害化処理の用に供する施設の種類
イ　廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）の分解施設
ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物（令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の洗浄施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
五　申請年月日
令和八年三月三十日
六　縦覧場所
イ　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室
ロ　関東地方環境事務所資源循環課
ハ　九州地方環境事務所資源循環課
ニ　千葉県庁環境生活部廃棄物指導課
ホ　君津市役所環境保全課
ヘ　大分県庁生活環境部循環社会推進課
ト　大分市役所環境部廃棄物対策課

その他告示

○財務省告示第百五十号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和八年四月十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年五月二十二日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第22回	2,000,000,000円	100.00円
〃	第23回	200,000,000円	100.75円
〃	第27回	2,000,000,000円	100.65円
〃	第27回	3,000,000,000円	100.70円
〃	第27回	3,000,000,000円	100.75円
〃	第27回	2,000,000,000円	100.80円
〃	第28回	1,500,000,000円	99.74円
〃	第28回	1,500,000,000円	99.79円
合計		15,200,000,000円	

○農林水産省告示第七百十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年七月一日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第26076号
2　登録年月日　平成29年６月29日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイアメリア
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第29726号
2　登録年月日　令和５年６月29日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　精みよし
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第29749号
2　登録年月日　令和５年６月29日
3　農林水産植物の種類
Pelargonium crispum (P. J. Bergius) L'Her.
4　登録品種の名称　PACEYEPI
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Elsner pac Jungpflanzen GbR
Am Fiebig 14, 01561 Thiendorf, Germany

○農林水産省告示第七百十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年七月十日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第20862号
2　登録年月日　平成23年７月４日
3　農林水産植物の種類
Rubus L.
4　登録品種の名称　ウォシュタ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Board of Trustees of University of Arkansas
2404 North University Avenue, Little Rock, Arkansas 72207 USA

○農林水産省告示第七百十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年七月十日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第28010号
2　登録年月日　令和２年７月９日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DLFTISS1
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS, Maasdijk, The Netherlands

○農林水産省告示第七百十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年七月十日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第20873号
2　登録年月日　平成23年７月11日
3　農林水産植物の種類
Lentinus edodes (Berk.) Sing.
4　登録品種の名称　KA-2050号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ジャパンアグリテック株式会社
東京都台東区浅草橋一丁目９番12号

○農林水産省告示第七百十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年七月十五日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第14350号
2　登録年月日　平成18年７月13日
3　農林水産植物の種類
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip. x Chrysanthemum carinatum Schousboe
4　登録品種の名称　クイーンマイス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
静岡県
静岡県静岡市葵区追手町９番６号

1　登録番号　第14393号
2　登録年月日　平成18年７月13日
3　農林水産植物の種類
Hibiscus L.
4　登録品種の名称　センダブリン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
仙田錠司
愛知県丹羽郡大口町河北２丁目350番地

1　登録番号　第19614号
2　登録年月日　平成22年７月14日
3　農林水産植物の種類
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.
4　登録品種の名称　Bonmadcrel
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Bonza Botanicals Pty Limited
244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777 Australia

1　登録番号　第19653号
2　登録年月日　平成22年７月14日
3　農林水産植物の種類
Pentas Benth.
4　登録品種の名称　PELA443
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ERNST BENARY SAMENZUCHT GMBH
Petersweg72 34346Hann. Munden Germany

1　登録番号　第29766号
2　登録年月日　令和５年７月14日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　DLFASTR2
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第29773号
2　登録年月日　令和５年７月14日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　DLFZEMB5
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands

○農林水産省告示第七百十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年七月二十三日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第30331号
2　登録年月日　令和６年７月22日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　SPROSUL
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

○農林水産省告示第七百十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年七月二十六日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第23475号
2　登録年月日　平成26年７月25日
3　農林水産植物の種類
Dioscorea L.
4　登録品種の名称　きたねばり
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
北海道札幌市北区北十九条西11丁目１番地８
十勝農業協同組合連合会
北海道帯広市西３条南７丁目14番地
帯広市川西農業協同組合
北海道帯広市川西町西２線61番地
音更町農業協同組合
北海道河東郡音更町大通５丁目１番地

1　登録番号　第23477号
2　登録年月日　平成26年７月25日
3　農林水産植物の種類
Dracaena Vand. ex L.
4　登録品種の名称　CINTHO LEMON
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Campo Participations B.V.
Hollandweg 22, 2665MT Bleiswijk, The Netherlands

1　登録番号　第23481号
2　登録年月日　平成26年７月25日
3　農林水産植物の種類
Lactuca sativa L.
4　登録品種の名称　SAKLET008
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号

○農林水産省告示第七百十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年七月二十九日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第26921号
2　登録年月日　平成30年７月26日
3　農林水産植物の種類
Adenium Roem. et Schult.
4　登録品種の名称　チョンプー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジッポー
静岡県磐田市東貝塚80

1　登録番号　第26922号
2　登録年月日　平成30年７月26日
3　農林水産植物の種類
Adenium Roem. et Schult.
4　登録品種の名称　チョンプーさくら
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジッポー
静岡県磐田市東貝塚80

1　登録番号　第26941号
2　登録年月日　平成30年７月26日
3　農林水産植物の種類
Limonium Mill.
4　登録品種の名称　フジミブルートレビ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
住化農業資材株式会社
大阪府大阪市中央区高麗橋４丁目６番17号

○農林水産省告示第七百十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年七月二十日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第22609号
2　登録年月日　平成25年７月29日
3　農林水産植物の種類
Torenia L.
4　登録品種の名称　サンレニラピホカイ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

○東北地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十二日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四号　盛岡市津志田町一丁目一〇一番一一から同市南仙北二丁目二三番二まで　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年五月二十二日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

五月二十日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

食育基本法の一部を改正する法律

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

議案通知書受領

五月二十日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

食育基本法の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

参議院

議案付託

五月二十日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）

環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一二号）

外交防衛委員会に付託

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（閣法第一五号）

経済産業委員会に付託

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案（閣法第四九号）　環境委員会に付託

議決通知

五月二十日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

食育基本法の一部を改正する法律案

また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

質問主意書提出

五月二十日議員から次の質問主意書が提出された。

行政機関における生成ＡＩ活用時の指示語等の保存及び公文書管理に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四九号）

質問主意書転送

五月二十日次の質問主意書を内閣に転送した。

在日米軍部隊の中東派遣及び我が国周辺の抑止力維持に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第四四号）

ＥＶモーターズ・ジャパン製のＥＶバスに係る安全性の確保及び補助金制度の適正性等に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四五号）

自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱が政治的行為に該当しないと判断した責任の所在に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四六号）

自由民主党大会に出席した陸上自衛隊中央音楽隊副隊長の政治的行為該当性に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四七号）

陸上自衛隊第１師団第１普通科連隊のロゴマーク及び行政における生成ＡＩ活用の在り方に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四八号）

法律公布奏上及び通知

五月二十日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

食育基本法の一部を改正する法律

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

人事異動

金融庁

（審判官）検事　横井真由美

審判官を免ずる

（東京地方検察庁検事）同　三木　洋美

審判官を命ずる

（総合政策局リスク分析総括課主任統括検査官）内閣府事務官　市川　弘樹

総合政策局リスク分析総括課金融証券検査官を命ずる

（総合政策局リスク分析総括課情報・分析室長）同　竹内　信近

監督局統括検査官を命ずる

兼ねて総合政策局リスク分析総括課情報・分析室長を命ずる

（証券取引等監視委員会事務局統括調査官）同　星山　和夫

証券取引等監視委員会事務局証券調査官を命ずる

（以上四月一日）

最高裁判所

○定年退官

簡易裁判所判事新屋眞宏は五月十四日限り定年退官

官庁報告

官庁事項

浜田地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条の３第５項の規定に基づき、次のとおり浜田地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

令和８年５月22日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のとおり」は省略し、浜田地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課、島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

登録生存講習機関の登録に関する公示

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の２の規定に基づき、下記の者を登録生存講習機関として登録したので、同法第83条の15の規定により、公示する。

令和８年５月22日

国土交通大臣　金子　恭之

1．登録年月日

令和８年２月27日

2．登録番号

登録生存講習機関第17号

3．登録生存講習機関の名称

公益財団法人日本ライフセービング協会

4．住所

東京都港区海岸二丁目１番16号鈴与浜松町ビル７階

5．代表者の氏名

代表理事　入谷　拓哉

6．登録を行う講習の種類

生存講習

7．登録生存講習事務を行う事務所の名称及び所在地

公益財団法人日本ライフセービング協会

東京都港区海岸二丁目１番16号鈴与浜松町ビル７階

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の２の規定に基づき、下記の者を登録生存講習機関として登録したので、同法第83条の15の規定により、公示する。

令和８年５月22日

国土交通大臣　金子　恭之

1．登録年月日

令和８年３月11日

2．登録番号

登録生存講習機関第18号

3．登録生存講習機関の名称

河菜海運株式会社

4．住所

広島県呉市広大新開一丁目12番20号河菜ビル

5．代表者の氏名

代表取締役　河菜　知征

６．登録を行う講習の種類
　生存講習
７．登録生存講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　河菜海運株式会社
　広島県呉市広大新開一丁目12番20号河菜ビル

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の２の規定に基づき、下記の者を登録生存講習機関として登録したので、同法第83条の15の規定により、公示する。

令和８年５月22日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年３月11日
２．登録番号
　登録生存講習機関第19号
３．登録生存講習機関の名称
　静岡県立焼津水産高等学校
４．住所
　静岡県焼津氏焼津五丁目５番２号
５．代表者の氏名
　校長　沼里　智彦
６．登録を行う講習の種類
　生存講習
７．登録生存講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　静岡県立焼津水産高等学校
　静岡県焼津氏焼津五丁目５番２号

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の２の規定に基づき、下記の者を登録生存講習機関として登録したので、同法第83条の15の規定により、公示する。

令和８年５月22日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年４月28日
２．登録番号
　登録生存講習機関第20号
３．登録生存講習機関の名称
　一般社団法人大日本水産会
４．住所
　東京都千代田区内幸町１－２－１日土地内幸町ビル３階
５．代表者の氏名
　会長　枝元　真徹
６．登録を行う講習の種類
　生存講習
７．登録生存講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　一般社団法人大日本水産会
　東京都千代田区内幸町１－２－１日土地内幸町ビル３階

登録消火講習機関の登録に関する公示

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の17の規定に基づき、下記の者を登録消火講習機関として登録したので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年５月22日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年３月11日
２．登録番号
　登録消火講習機関第17号
３．登録消火講習機関の名称
　河菜海運株式会社
４．住所
　広島県呉市広大新開一丁目12番20号河菜ビル
５．代表者の氏名
　代表取締役　河菜　知征
６．登録を行う講習の種類
　消火講習
７．登録消火講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　河菜海運株式会社
　広島県呉市広大新開一丁目12番20号河菜ビル

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の17の規定に基づき、下記の者を登録消火講習機関として登録したので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年５月22日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年３月11日
２．登録番号
　登録消火講習機関第18号
３．登録消火講習機関の名称
　静岡県立焼津水産高等学校
４．住所
　静岡県焼津市焼津五丁目５番２号
５．代表者の氏名
　校長　沼里　智彦
６．登録を行う講習の種類
　消火講習
７．登録消火講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　静岡県立焼津水産高等学校
　静岡県焼津市焼津五丁目５番２号

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の17の規定に基づき、下記の者を登録消火講習機関として登録したので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年５月22日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年４月28日
２．登録番号
　登録消火講習機関第19号
３．登録消火講習機関の名称
　一般社団法人大日本水産会
４．住所
　東京都千代田区内幸町１－２－１日土地内幸町ビル３階
５．代表者の氏名
　会長　枝元　真徹
６．登録を行う講習の種類
　消火講習
７．登録消火講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　東京都千代田区内幸町１－２－１日土地内幸町ビル３階

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年五月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十二日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
盛岡市津志田町一丁目一〇一番一一から同市南仙北二丁目一三番一二まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年五月二十二日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年五月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十二日

東北地方整備局長　西村　拓

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	四号及び四十七号
㈢	占用を制限する区域	区域	備考
		宮城県黒川郡大和町吉岡字西松木六九番一から同町吉岡字西松木三一五番まで	
㈣	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。	
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。	
㈥	占用の制限の開始の期日	令和八年五月二十二日	
㈦	図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所	

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定に基づき指名した労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、令和６年７月１日付けをもって指名した者及び当該指名した者の辞任に伴いその後任として指名した者（関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各２人）については本年６月30日をもってその任期が満了する。

よって、同条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第22条の規定に基づき、新たに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和８年５月22日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

１　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

３　推薦締切日　令和８年６月12日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105―0011　東京都港区芝公園１―５―32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者／事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

㈱１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

令和８年度特定侵害訴訟代理業務試験に係る委員等

令和８年度特定侵害訴訟代理業務試験に係る委員等について、次のとおり公告する。

令和８年５月22日

工業所有権審議会会長　時田　隆仁

氏　名	担当科目
井﨑　康孝	事例問題１
片山　史英	事例問題１
川岸　弘樹	事例問題１
小林　英了	事例問題１
塩田千恵子	事例問題１
曽我部高志	事例問題１
乾　　裕介	事例問題２
井上　裕史	事例問題２
上村　哲史	事例問題２
古川　智祥	事例問題２
古庄　俊哉	事例問題２
本多　広和	事例問題２
太田　昌孝	
澁谷　勝海	

令和８年度特定侵害訴訟代理業務試験公告

弁理士法施行規則（平成12年通商産業省令第411号）第16条の規定に基づき、令和８年度特定侵害訴訟代理業務試験の施行について、次のとおり公告する。

令和８年５月22日

工業所有権審議会会長　時田　隆仁

１　受験資格

弁理士法施行規則第13条に規定する研修を修了した弁理士

２　試験の内容

民法、民事訴訟法その他弁理士法第２条第６項に定める特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関する事項について、論文式による筆記の方法により行う。

３　試験日時

令和８年11月１日（日曜日）９時30分～17時00分

４　受験地

東京及び大阪

※受験地「東京」は東京都の、「大阪」は大阪市の、それぞれ近傍を含む。なお、詳細な試験会場については８月下旬までに官報で公告する。

５　受験手続

特定侵害訴訟代理業務試験を受けようとする者は、弁理士法施行規則の定めるところにより次の書類等を工業所有権審議会会長に提出しなければならない。

一　受験願書（工業所有権審議会が交付するものを用いること。）

二　弁理士法施行規則第14条第２項の規定に基づき、日本弁理士会が交付する能力担保研修修了証明書（写し）

三　写真（受験願書提出前６か月以内に帽子を着用せず正面から単身で上半身を撮影した、縦4.5㎝×横3.5㎝（パスポート（旅券）サイズ）の大きさのものを受験願書の所定の箇所に貼付すること。）

四　受験手数料7,200円分の特許印紙（受験願書の所定の箇所に貼付すること。）

６　受験願書の交付

一　郵送による受験願書の請求

令和８年８月12日（水曜日）から令和８年８月26日（水曜日）（消印有効）までの期間に、封筒の表面に「特定侵害訴訟代理業務試験願書請求」と朱書し、返信用封筒（角形２号（240㎜×332㎜）に受験願書の送付先を明記したもの）を同封し、次の宛先へ郵送請求すること（返信用封筒に切手は貼らないこと）。

〒100―8915　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号

特許庁秘書課弁理士室試験第二班宛て

二　電子メールによる受験願書の請求

令和８年８月12日（水曜日）から令和８年８月26日（水曜日）までの期間に、次の事項を記載した電子メールを送信して請求すること。

請求者が電子メールに記載した住所に受験願書を送付する。

○宛先：特許庁秘書課弁理士室試験第二班（PA0113@jpo.go.jp）

○件名：特定侵害訴訟代理業務試験願書請求

○電子メールに記載すべき事項：請求人の氏名及び住所

三　直接受験願書の交付を受ける場合

日本弁理士会を通じて、令和８年８月12日（水曜日）から令和８年９月４日（金曜日）までの期間に交付する（ただし、休日・祝日は除く。）。

なお、当該年度能力担保研修修了者には、日本弁理士会を通じて、修了証書と一緒に交付する。

7　受験願書の受付
一　受付期間
令和８年８月24日（月曜日）から令和８年９月４日（金曜日）(消印有効）まで。
なお、受付開始前に送付しないこと。
二　受付方法
封筒の表面に、必ず「特定侵害訴訟代理業務試験受験願書在中」と朱書し、書留又は簡易書留にて次の宛先へ郵送すること。特許庁へ直接持参されたものは受付しない。
〒100―8915　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
特許庁内　工業所有権審議会会長宛て
8　その他
試験の詳細については、受験願書と同時に交付する受験案内に記載する。

令和８年度放射線取扱主任者試験の施行について

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）(以下「施行規則」という。)第34条の規定に基づき、第１種放射線取扱主任者試験及び第２種放射線取扱主任者試験の施行に関し、次のとおり公告する。
令和８年５月22日
原子力規制委員会委員長　山中　伸介
1　試験の日時及び試験課目
⑴　第１種放射線取扱主任者試験

年月日	時　間	試験課目
令和８年８月19日（水曜日）	10時00分から11時15分まで	放射性同位元素等の規制に関する法律に関する課目（※）
	13時00分から14時40分まで	第１種放射線取扱主任者としての実務に関する課目（施行規則別表第２に掲げる第１種放射線取扱主任者試験の課目第２号）
	15時30分から17時20分まで	物理学のうち放射線に関する課目
令和８年８月20日（木曜日）	10時00分から11時50分まで	化学のうち放射線に関する課目
	13時30分から15時20分まで	生物学のうち放射線に関する課目

（※）令和８年４月１日現在施行されているものについて出題する。

⑵　第２種放射線取扱主任者試験

年月日	時　間	試験課目
令和８年８月21日（金曜日）	10時00分から11時15分まで	放射性同位元素等の規制に関する法律に関する課目（※）
	13時00分から14時15分まで	第２種放射線取扱主任者としての実務に関する課目（施行規則別表第２に掲げる第２種放射線取扱主任者試験の課目第２号）
	15時00分から17時00分まで	物理学のうち放射線に関する課目 化学のうち放射線に関する課目 生物学のうち放射線に関する課目

（※）令和８年４月１日現在施行されているものについて出題する。

2　試験地及び試験場所

試験地	試　験　場　所
札幌会場	北海学園大学 北海道札幌市豊平区旭町４丁目１番40号
東京会場	大正大学 東京都豊島区西巣鴨３丁目20番１号
名古屋会場	愛知学院大学 愛知県日進市岩崎町阿良池12番地
大阪会場	大阪商業大学 大阪府東大阪市御厨栄町４丁目１番10号
福岡会場	中村学園大学 福岡県福岡市城南区別府５丁目７番１号

3　受験の申込み期間　令和８年５月25日（月曜日）から令和８年６月24日（水曜日）まで。
4　受験手続　申込み期間中に、本試験を実施する登録試験機関である公益財団法人原子力安全技術センターのホームページから申込むこと。
5　受験料　所定の受験料（第１種放射線取扱主任者試験19,800円、第２種放射線取扱主任者試験14,124円）を、次のいずれかの方法で納付すること。
イ　クレジットカード納付
ロ　コンビニエンスストア納付
ハ　ペイジー納付
6　問合せ先
登録試験機関
公益財団法人原子力安全技術センター
放射線安全センター　主任者試験グループ
電話番号　03―3814―7480
7　合格者の発表　令和８年10月上旬に公益財団法人原子力安全技術センターのホームページにて合格者の受験番号を発表する。また、試験に合格した者に対し、令和８年11月上旬に放射線取扱主任者試験合格証を交付するとともに、その氏名を官報で公告する。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和８年５月22日
東北地方整備局長　西村　　拓
1　処分をした年月日　令和８年４月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社最上機工　佐藤　慎也　山形県新庄市大字鳥越1821　国土交通大臣許可（般―03）第15166号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年４月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和８年５月22日
東北地方整備局長　西村　　拓
1　処分をした年月日　令和８年４月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社建匠　石橋　良英　秋田県大仙市川目字町東91―３　国土交通大臣許可（般―07）第28031号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業、解体工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年４月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和８年５月22日
中国地方整備局長　山本　大志
1　処分をした年月日　令和８年４月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ヘルシーホーム　篠山　憲司　岡山県岡山市南区富浜町５―10　国土交通大臣許可（特―６）第28478号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年４月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第６号
沖縄県豊見城市字高安９３５番地
清算株式会社　株式会社フジタ電建
代表清算人　　嶺　井　恵　子
１　決定年月日　令和８年５月８日
２　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
那覇地方裁判所民事第３部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１００１号
広島市東区牛田新町３丁目11番38－205号
清算株式会社　坂本株式会社
１　決定年月日　令和８年５月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

再生手続終結

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年六月二十六日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十五日
掲載頁　七十一頁（号外第一〇八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十五日
掲載頁　七十一頁（号外第一〇八号）

令和八年五月二十二日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一五番一号
（甲）株式会社海洋深層水かきセンター
代表取締役　兼子　修一

東京都渋谷区恵比寿一丁目一五番一号
（乙）株式会社日本かきセンター
代表取締役　兼子　修一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月九日
掲載頁　七十二頁（号外第八十四号）

令和八年五月二十二日

東京都渋谷区渋谷三丁目六番二号エクラート渋谷五Ｆ
（甲）株式会社シン・エアホスト
代表取締役　尾畠　隆志

東京都渋谷区渋谷三丁目六番二号エクラート渋谷五Ｆ
（乙）株式会社エアホスト
代表取締役　尾畠　隆志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十三日
掲載頁　八十一頁（号外第一〇六号）

令和八年五月二十二日

東京都江東区古石場二―一一―七―一二二三号室
（甲）株式会社オフィスアスカ
代表取締役　飛鳥真一郎

東京都江東区古石場二丁目一一番七号一二二三号室
（乙）合同会社プロメテウス
代表社員　飛鳥真一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙1から乙8の権利義務全部を承継して存続し乙1から乙8は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.tnpgrp.co.jp/tpm/index.html

（乙1）https://www.tnpgrp.co.jp/tpm/index.html

（乙2）https://www.tnpgrp.co.jp/tpm/index.html

（乙3）https://www.tnpgrp.co.jp/tpm/index.html

（乙4）https://www.tnpgrp.co.jp/tpm/index.html

（乙5）https://www.tnpgrp.co.jp/tpm/index.html

（乙6）https://www.tnpgrp.co.jp/tpm/index.html

（乙7）https://www.tnpgrp.co.jp/tpm/index.html

（乙8）https://www.tnpgrp.co.jp/tpm/index.html

令和八年五月二十二日

東京都渋谷区代々木二丁目一一番一五号
（甲）株式会社東京海上日動パートナーズＴＯＫＩＯ
代表取締役　永谷麻紀子

東京都中央区日本橋三丁目一二番一号
（乙1）東京海上日動パートナーズマネジメント株式会社
代表取締役　天野正一郎

札幌市中央区北一条西三丁目三番地二二
（乙2）株式会社東京海上日動パートナーズ北海道
代表取締役　宮永　斎胤

仙台市宮城野区榴岡三丁目四番一八号
（乙3）株式会社東京海上日動パートナーズ東北
代表取締役　鈴木　由知

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目一〇番地一七
（乙4）株式会社東京海上日動パートナーズＥＡＳＴ
代表取締役　高山　裕司

名古屋市中区錦三丁目一番一号
（乙5）株式会社東京海上日動パートナーズ東海北陸
代表取締役　山下　翼

大阪市中央区北浜二丁目六番二六号
（乙6）株式会社東京海上日動パートナーズかんさい
代表取締役　丸山　弘

広島市中区大手町一丁目二番一号
（乙7）株式会社東京海上日動パートナーズ中国四国
代表取締役　石水　敦

福岡市南区塩原三丁目二六番一五号
（乙8）株式会社東京海上日動パートナーズ九州
代表取締役　橋本　智至

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　一〇二頁（号外第八十五号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　一〇二頁（号外第八十五号）

令和八年五月二十二日

東京都新宿区新小川町九番二二号

（甲）株式会社ユニブライト

代表取締役　島田　和幸

東京都新宿区新小川町八番七号

（乙）株式会社デプロＭＰ

代表取締役　本多　豊明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.graphtec.co.jp/ir/koukoku/index.html

（乙）https://silhouettejapan.co.jp/shop/pc/0ir/

令和八年五月二十二日

神奈川県横浜市戸塚区品濃町五〇三番一〇号

（甲）グラフテック株式会社

代表取締役　佐々木秀吉

神奈川県横浜市戸塚区品濃町五〇三番一〇号

（乙）シルエットジャパン株式会社

代表取締役　荒川　康孝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一一七頁（号外第一四四号）

（乙）https://www.eyes-tokyo.com/

令和八年五月二十二日

横浜市港北区新横浜一丁目四番一号

（甲）日総工産株式会社

代表取締役　藤野　賢治

東京都中央区八丁堀二丁目一〇番七号

（乙）株式会社アイズ

代表取締役　荒井　省吾

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）名古屋市中村区名駅南二丁目一四番一九号

名鉄協商株式会社

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十日

掲載頁　七十九頁（号外第一二七号）

（乙）東京都港区三田三丁目一一番二四号

株式会社ＮＢパーキング

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十九日

掲載頁　七十頁（号外第一七二号）

令和八年五月二十二日

名古屋市中村区名駅南二丁目一四番一九号

（甲）名鉄協商株式会社

代表取締役　小林　昌弘

名古屋市中村区名駅南二丁目一四番一九号

（乙）株式会社ＮＢパーキング

代表取締役　小林　昌弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月三十日

掲載頁　三二〇頁（号外第一〇〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月三十日

掲載頁　三二〇頁（号外第一〇〇号）

令和八年五月二十二日

大阪市中央区博労町三丁目五番一号

（甲）株式会社イオシス

代表取締役　中本　直樹

大阪市中央区博労町三丁目五番一号

（乙）株式会社イオシスホールディングス

代表取締役　中本　直樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、この合併に伴い、甲はその商号をＮＴＴメディアサプライ株式会社と変更します。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十三日

掲載頁　一一三頁（号外第一三一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一〇〇頁（号外第一四八号）

ただし、甲は令和七年十二月二十二日付で本店移転しており、旧本店大阪市北区大深町三番一号として、また、乙は令和七年七月一日付で商号変更しており、旧商号エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社として掲載しております。

令和八年五月二十二日

大阪市都島区東野田町四丁目一五番八二号

（甲）ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社

代表取締役　木上　秀則

大阪市都島区東野田町四丁目一五番八二号

（乙）ＮＴＴメディアサプライ株式会社

代表取締役　前田　仁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告いたします。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）www.seibu-denki.co.jp/

（乙）http://www.hibarinet.co.jp

令和八年五月二十二日

福岡市博多区博多駅東三丁目七番一号

（甲）西部電気工業株式会社

代表取締役　坂口隆冨美

東京都港区三田三丁目五番二七号

（乙）ひばりネットシステム株式会社

代表取締役　新福　正明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（札幌市厚別区大谷地東二丁目五番六〇号　イーグルタウン）の経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.pph-g.com/

（乙）http://www.denshi-kohkoku.com/shouei_project/

令和八年五月二十二日

札幌市中央区南二条西十丁目一〇〇〇番地二

（甲）株式会社合田観光商事

代表取締役　合田　高丸

札幌市中央区南二条西四丁目七番地一フェアリースクエア

（乙）株式会社正栄プロジェクト

代表取締役　美山　正広

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙に対して、甲の新宿エリア等における不動産回転事業に係る権利義務を承継させ、乙はそれを承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年七月一日です。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月三日
掲載頁　九頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　一五〇頁（号外第一四四号）
令和八年五月二十二日
東京都新宿区新宿四丁目一番六号
（甲）ＪＲ東日本不動産株式会社
代表取締役社長　田﨑　政史
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三番八号
（乙）株式会社ＪＲ東日本ビルディング
代表取締役社長　西田　直人

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりプラス株式会社（乙、住所東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号）の海外製造販売事業の一部に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　二〇五頁（号外第一四六号）
（乙）https://www.plus.co.jp/
令和八年五月二十二日
東京都中央区日本橋小網町七番二号
アストラム株式会社
代表取締役　石垣　淳一

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりＳＣＳＫ　Ｍｉｎｏｒｉソリューションズ株式会社（乙、住所東京都江東区豊洲三丁目二番二〇号）のソリューションビジネスユニットのデジタルエンジニアリング部の事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）https://www.scskminori.co.jp/kouko ku/
令和八年五月二十二日
東京都江東区豊洲三丁目二番二〇号
ＳＣＳＫ株式会社
代表取締役　當麻　隆昭

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は吸収分割契約書記載の権利義務を乙に承継させ、乙はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年四月二十四日
掲載頁　二頁
令和八年五月二十二日
東京都江東区大島二丁目二番一号
（甲）日本ヒューレット・パッカード合同会社
代表社員　ヒューレット・パッカード・エンタープライズ・セレステ・ビーヴィー
職務執行者　望月　弘一
東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル三二階ＥＡＳＴ
（乙）株式会社エイチシーエル・ジャパン
代表取締役　中山　雅之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のゴルフライフ事業及びこれに附帯関連する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十三日
掲載頁　七十八頁（号外第一〇六号）
令和八年五月二十二日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
（甲）ＣＵＲＵＣＵＲＵ株式会社
代表取締役　近藤　卓
名古屋市中区丸の内一丁目一七番一九号
（乙）株式会社ＣＵＲＵＣＵＲＵ
代表取締役　時田由美子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十八日
掲載頁　五十七頁（号外第一〇九号）
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年五月十八日
掲載頁　十四頁
令和八年五月二十二日
大阪市北区西天満二丁目一一番八号
（甲）富士ネクステージ株式会社
代表取締役　安原　正和
大阪市住吉区苅田五丁目一八番一二号
（乙）富士エンジニアリング株式会社
代表取締役　安原　正和

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりオージー技研株式会社（乙、住所岡山県岡山市中区海吉一八三五番地七）の不動産管理及び経営管理事業について有する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月二十六日
掲載頁　一六九頁（号外第三十九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月二十六日
掲載頁　一六九頁（号外第三十九号）
令和八年五月二十二日
岡山県岡山市中区海吉一八三五番地七
オージーウエルネスホールディングス株式会社
代表取締役　奥田　宏

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建設業部門に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

また、左記会社は効力発生日をもって商号変更し、甲の商号を株式会社福永建設工業、乙の商号を株式会社ＦＵＫＵＮＡＧＡとする予定です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月九日
掲載頁　六十四頁（号外第二十八号）
令和八年五月二十二日
広島市西区観音本町一丁目一六番二二号
（甲）株式会社ＦＵＫＵＮＡＧＡ
代表取締役　福永　大作
広島市西区観音本町一丁目一六番二二号
（乙）株式会社福永建設工業
代表取締役　福永　大作

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社アイスクリーム（住所東京都豊島区東池袋二丁目六二番八号）に対して当社のヨジツティクス事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和八年五月二十二日
東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号
株式会社カオナビ
代表取締役　佐藤　寛之

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する合同会社たいせつ（住所兵庫県加古川市神野町日岡苑一六―一一）に対して当社の就労継続支援Ｂ型の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の総社員の同意は、令和八年五月八日に得ております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十二日
兵庫県加古川市加古川町平野七九番地の三
ネオハイツ加古川一〇七号
合同会社たいせつ
代表社員　宇都宮ゆか

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するネクストケイ株式会社（住所、愛媛県松山市西長戸町二一六番地二）に対して当社の不動産賃貸・管理事業及びオペレーティングリース事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月二十一日

掲載頁　二頁

令和八年五月二十二日

愛媛県松山市問屋町三番二六号

四国メデイコム株式会社

代表取締役　金子　佳恵

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社長崎三ツ星フーズ（住所長崎県佐世保市大塔町八番地二）に対して当社の水産加工事業及び卸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十二日

長崎県佐世保市大塔町八番地二

有限会社まさるフーズ

代表取締役　中村　義昭

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社大康企画（住所沖縄県国頭郡大宜味村字塩屋六〇四番地）に対して当社の不動産賃貸・管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十二日

沖縄県国頭郡大宜味村字塩屋六〇四番地

有限会社名嘉工務店

代表取締役　名嘉　康次

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十二日

埼玉県春日部市増富二九一番地五

合同会社ＦＯＲＥＳＴ

代表社員　森　健朗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十二日

東京都大田区北馬込二丁目三三番一七号

コーラルハウスＡ棟一〇一

合同会社エムツーマネジメント

代表社員　三浦裕二郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月二十八日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｍａｙｕｒａｎｏｉｒとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十二日

東京都中央区銀座三丁目一三番四号銀座スカイビル二〇一号

合同会社Ｍａｙｕｒａｎｏｉｒ

代表社員　吉田麻由良

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社ＦＵＷＡＲＩＯとします。

効力発生日は令和八年七月七日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年五月十一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十二日

東京都品川区上大崎二丁目一六番二号茂木ビル三階

orchid Tokyo合同会社

代表社員　溝上奈々子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十二日

愛知県豊田市生駒町東山三三八―一

合同会社ＴＲＡＮＧＥ

代表社員　勝　翔哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十二日

大阪府吹田市朝日町一九番一八号

合同会社クリア

代表社員　澤井　優貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十二日

沖縄県うるま市喜仲二丁目一〇―二〇

合同会社翔総合リフォーム

代表社員　亀川　翔太

資本金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額を金五億円増加させることを条件として、資本金の額を金四億三千万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月二十六日であり、株主総会は令和八年四月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k-9.co.jp

令和八年五月二十二日

東京都世田谷区三軒茶屋一丁目三七番二号

ＳＡＮＣＨＡ六階　株式会社ケーナイン

代表取締役　古郡　祐一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千九百九十九万九千七百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年五月十二日

掲載頁　一〇四頁（号外第一〇五号）

令和八年五月二十二日

東京都渋谷区神宮前二丁目四番一八号リッツ外苑三階

株式会社ｆ９ｋ

代表取締役　小川　晃平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千三万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十八日

掲載頁　七十五頁（号外第二六二号）

令和八年五月二十二日

東京都港区芝公園二丁目六番三号

株式会社ディアーズ・ブレインホールディングス

代表取締役　小岸　弘和

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十二日

東京都千代田区富士見一丁目八番一九号

株式会社ケアネット

代表取締役　藤井　勝博

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百九十九万二千円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月十二日

掲載頁　十一頁

令和八年五月二十二日

東京都新宿区大京町二二番地一

ポケットサイン株式会社

代表取締役　梅本　滉嗣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千六百六十七万八千八百五十円減少して五千万円とすることにいたしました。

また、資本金の額の減少の効力を生ずる日までに、新株式が発行された場合には、新株式が発行されることにより増加する資本金の額と同額分をあわせて減少し、その減少額全額をその他資本剰余金として処理し、減少後の資本金の額は五千万円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年六月二十二日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ornis.jp

令和八年五月二十二日

東京都千代田区神田須田町一丁目七―八Ｖｏｒｔ秋葉原Ⅳ二Ｆ　ＯＲＮＩＳ株式会社

代表取締役　松本　徹三

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千八百三十万三千円（うち資本準備金とする額一億三千八百三十万三千円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十二日

掲載頁　三十七頁（号外第一三〇号）

令和八年五月二十二日

東京都国分寺市東恋ケ窪一丁目二八〇番地

株式会社ハピネスプラネット

代表取締役　矢野　和男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億二千二百四十七万円（但し、令和八年五月二十一日から同年六月二十八日までを払込期日とする第三者割当に係る株式の発行により増加する資本金の額が五億二千二百四十七万円を下回る場合は、五億二千二百四十七万円から当該下回る金額を控除した金額）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十三日

掲載頁　八十六頁（号外第二三六号）

令和八年五月二十二日

東京都中央区日本橋本石町四丁目二番一六号

株式会社スカイマティクス

代表取締役　渡邉善太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十九日

掲載頁　八十五頁（号外第一一〇号）

令和八年五月二十二日

大阪市西区新町二丁目四番二号

堺化成工業株式会社

代表取締役　髙木　秀治

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二百億円、利益準備金の額を十五億五百九十一万九千三百四十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月二十二日

東京都江東区潮見二丁目八番一〇号

センコーグループホールディングス株式会社

代表取締役社長　福田　泰久

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十二日

大阪市北区中津七丁目六番九―四〇二号

株式会社Ｔｏｐｐａ

代表取締役　太田　有樹

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二千二百五十万円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えることにいたしました。

令和八年五月二十二日

東京都中央区日本橋室町一丁目五番五号

クリニジェン株式会社

代表取締役　ライト・エドワード・アンドリュー

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千十二万円、資本準備金の額を一億五百八十八万九千四百三十四円減少し、それぞれ三千万円、七億三千八百十六万八千九百一円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年三月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月二十二日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー

株式会社ピアラ

代表取締役　飛鳥　貴雄

効力発生日は令和八年六月二十五日であり、株主総会の決議は、令和八年六月二十四日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.nankai.co.jp/group/nms/koukoku/wakayamabus.html

令和八年五月二十二日

和歌山県和歌山市和歌浦西一丁目八番一号

和歌山バス株式会社

代表取締役　佐伯　一也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億二千五百万円、資本準備金の額を六億二千五百万円減少し、それぞれ四億七千五百万円、四億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月十九日

掲載頁　二頁

令和八年五月二十二日

東京都中央区日本橋小舟町八番一三号

エーテンラボ株式会社

代表取締役　長坂　剛

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七七四九万八三九五円、資本準備金の額を二億二四七三万七〇五二円減少し、それぞれ四七五〇万一三四〇円、六四一六万一一五三円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月二十六日であります。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年六月二十二日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月三十日

掲載頁　八十九頁（号外第二四一号）

令和八年五月二十二日

東京都中央区日本橋小舟町八番一三号

エーテンラボ株式会社

代表取締役　長坂　剛

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億六千五百万円、資本準備金の額を金一億六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年五月十三日

掲載頁　七十七頁（号外第一〇六号）

令和八年五月二十二日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

ユニテック株式会社

代表取締役　飯嶋　一晃

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千五十万円、資本準備金の額を一億五千五十万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十二日

東京都千代田区神田神保町二丁目三八番一一号

Ｂｅｌｌｅ　ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　矢作　真美

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千九百万円、資本準備金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.lifenet-mirai.co.jp/

令和八年五月二十二日

東京都千代田区二番町五番地二五

ライフネットみらい株式会社

代表取締役　伊藤　裕樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円、資本準備金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月二十二日

掲載頁　三頁

令和八年五月二十二日

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉二一四八番地　株式会社明日香ホテルマネジメント

代表取締役　的場　健生

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年六月六日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年五月二十二日

埼玉県所沢市大字松郷一五一番地五一

リングアンドリンク株式会社

代表取締役　金丸　信一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十二日

仙台市若林区荒町一五五番地

宝来産業株式会社

代表取締役　芳賀　隆之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十二日

東京都港区浜松町一丁目二番一号

株式会社ＫＳＰ－ＳＰ

代表取締役　相澤淳一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十二日

愛媛県松山市問屋町三番二六号

株式会社エイ・エヌ・システムズ

代表取締役　金子　佳恵

資金移動業の廃止の公告

当社は、令和八年八月二十四日をもって資金移動業を廃止することといたしました。

資金決済に関する法律第六十一条第五項に規定する為替取引に関し負担する債務の履行の完了の方法につきましては、左記のとおりといたします。

一、当社が管理するお客様の残高は、令和八年九月一日から令和八年九月二十二日までの間に、予めお客様よりご登録いただいている金融機関の口座に振り込む方法により返還いたします。

なお、本返還にあたっての振込手数料は当社で負担いたします。

二、金融機関の口座をご登録いただいていないお客様は、当社アプリより振込先金融機関口座を登録し送金手続を行っていただきますようお願いいたします。

三、お客様が金融機関の口座をご登録いただかない場合その他右記一の方法によることが困難な場合には当社が適当と認める時期に適当と認める方法により残高返還を行う場合がございます。

以上、資金決済に関する法律第六十一条第三項の規定により公告いたします。

令和八年五月二十二日

東京都渋谷区渋谷三丁目二一番三号渋谷ストリーム

株式会社ｐｒｉｎｇ

代表取締役　ディーブ・ゼウス

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資四千六百九万九千四百九十五口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年六月二十四日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ２特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資四千五十万千三百十九口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年六月二十四日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ３特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資千八百七十六万五千七百九十八口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年六月二十四日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ４特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資九千三百九十六万三千八百三十九口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年六月二十四日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ７特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資三千二百三十三万二千九百十一口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年六月二十四日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ８特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資四千二十九万三千八百十四口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年六月二十四日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ９特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資五千百三十九万三千八百三十八口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年六月二十四日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
ＭＦ４ＪＰＮ特定目的会社
取締役　粟国　正樹

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資五千六百五十五万千二百八十七口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年六月二十四日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
ＭＦ４ＪＰＮ３特定目的会社
取締役　北﨑　桂子

合併公告及び吸収分割公告

左記会社のうち甲は乙及び丙と合併して、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

また左記会社のうち甲及び丁は、吸収分割して丁は甲のメディア事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

これらの合併及び吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）、（乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月二十二日
掲載頁　一〇三頁（号外第九十四号）
（丙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月二十二日
掲載頁　一〇四頁（号外第九十四号）
（丁）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月二十二日
掲載頁　一〇五頁（号外第九十四号）

令和八年五月二十二日
東京都港区南青山一丁目一番一号新青山ビルヂング
（甲）株式会社マッキャンエリクソン
代表取締役　青木　貴志
東京都港区南青山一丁目一番一号新青山ビルヂング
（乙）株式会社エムアールエム・ワールドワイド
代表取締役　青木　貴志
東京都港区南青山一丁目一番一号新青山ビルヂング
（丙）株式会社クラフトワールドワイド
代表取締役　青木　貴志
東京都港区南青山一丁目一番一号新青山ビルヂング
（丁）株式会社キネッソジャパン
代表取締役　マシュー・ウェア

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一九五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年十二月二十四日付官報の号外第二八三号五十八頁に掲載されています。

令和八年五月二十二日
東京都中央区八重洲二丁目二番一号
Ｇｒａｖｉｔｙ特定目的会社
取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億千八百四十八万二百二十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000743/c9q5/

令和八年五月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
ＡＰ　ＪＮＲＰ特定目的会社
取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四千八十七万千三十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001083/a8b9/

令和八年五月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
ＭＦＴＪＰＮ特定目的会社
取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四千六百九万九千四百九十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001285/d8k9/

令和八年五月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
ＭＦＴＪＰＮ２特定目的会社
取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四千五十万千三百十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001286/u9y4/

令和八年五月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
ＭＦＴＪＰＮ３特定目的会社
取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金千八百七十六万五千七百九十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001287/kp67/

令和八年五月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
ＭＦＴＪＰＮ４特定目的会社
取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七千六百五十一万三千四百九十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001322/2n8f/

令和八年五月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
ＭＦＴＪＰＮ５特定目的会社
取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九千三百九十六万三千八百三十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001352/x87y/

令和八年五月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
ＭＦＴＪＰＮ７特定目的会社
取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千二百三十三万二千九百十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001362/st64/

令和八年五月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
ＭＦＴＪＰＮ８特定目的会社
取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四千二十九万三千八百十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001364/5x2p/

令和八年五月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
ＭＦＴＪＰＮ９特定目的会社
取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六千五百一万六千百七十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001363/c4o6/

令和八年五月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ10特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二千百七十二万七千六百九十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001407/2nm7/

令和八年五月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ11特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千百三十九万三千八百三十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001357/j83x/

令和八年五月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千六百五十五万千二百八十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001351/4cf9/

令和八年五月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ３特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七千三十七万八千七百三十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001479/58qk/

令和八年五月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ５特定目的会社

取締役　吉岡　淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二千八百十九万四千三百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001486/bz43/

令和八年五月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ６特定目的会社

取締役　吉岡　淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千百三十一万四千二百九十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ７特定目的会社

取締役　吉岡　淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001309/h64t/

令和八年五月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＣＤＬＨＴ　Ｈａｎｅｉ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千六百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年五月十一日

掲載頁　九十頁（号外第一〇四号）

令和八年五月二十二日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

Ｇｒａｎｄ　Ｈｏｕｓｅ特定目的会社

取締役　鄭　武壽

債権申出の公告（第三回）

当社は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十二日

茨城県日立市城南町一丁目五番一号

ロジスティード東日本株式会社

確定給付企業年金清算人　吉成　和則

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年三月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十二日

鳥取県鳥取市東町三丁目三〇七番地

社会医療法人明和会医療福祉センター

確定給付企業年金清算人　谷浦　陽二

訂正公告

令和八年四月二十二日（号外第九十四号）（第一回）、令和八年四月二十三日（号外第九十五号）（第二回）、令和八年四月二十四日（号外第九十七号）（第三回）掲載の農事組合法人中央養鶏愛川農場に係る解散公告中、「令和八年三月三十日開催の臨時組合総会の決議により」とあるは「令和八年三月三十一日開催の臨時組合総会の決議により」の誤りにつき訂正します。

令和八年五月二十二日

神奈川県愛甲郡愛川町三増一〇〇〇番地

農事組合法人中央養鶏愛川農場

清算人　彦坂　順

訂正公告

令和八年五月十五日（号外第一〇八号）八十二頁掲載の準備金の額の減少公告中、「株式会社マルタニ住宅開発」とあるは「株式会社マルタニ宅地開発」の誤りにつき訂正いたします。

令和八年五月二十二日

扱　店

正　誤

令和七年十二月二十三日国土交通省告示第千八十四号（技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

目次及び本文において、国土交通省告示第千八十四号は国土交通省告示第千八十三号とし、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十二月二十三日国土交通省告示第千八十三号（特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、国土交通省告示第千八十三号は国土交通省告示第千八十四号とする。